

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年三月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年一月十二日奈良県指令建第九六一一六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年三月七日建第八六三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市大字池之内二二九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字蛇穴五〇三番地B一〇二

藤田駿

藤田友美

一 許可番号

平成二十七年十二月十五日奈良県指令建第九六一一五七号

平成二十八年二月二十三日奈良県指令建第九六一一五七一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年三月八日建第八六三四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市中町一一一番三及び一一二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市中町三一四番地

西本進